

令和3年度 第7回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年10月8日(金) 午後1時30分から午後2時25分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室302

3 出席委員 (27人)
会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	河野正人	委員
8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員	10番	衣笠健一郎	委員
11番	室山恵美	委員	12番	山下賢一	委員	13番	筏津純一	委員
14番	松本幸男	委員	16番	山田有宏	委員	17番	原田明宏	委員
18番	數馬 豊	委員	19番	美田俊一	委員			

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
山本淑恵	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員
鳥飼 巧	委員						

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第38号 農地転用事業計画変更申請について(農地法第5条)

議案第39号 農用地利用集積計画の決定について

議案第40号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第41号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 梶本 幸敬

主任 宮本 哲博

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今より、令和3年度第7回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私の方から指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。14番 松本委員、16番 山田委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 本日は全員出席でございます。

(4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして(4)連絡報告事項、事務局お願いします。

事務局 令和3年度第7回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 それでは農家相談会の報告をどなたか、はい、涌嶋委員。

涌嶋推進委員 9月15日の農家相談会について、衣笠委員と涌嶋が担当しまして涌嶋のほうが報告いたします。相談者の方は〇〇〇の〇〇さんと、妹の〇〇〇〇〇〇の〇〇さん、2名でおいでいただきました。用件としては〇〇〇と〇〇〇の4筆の農地について、高齢になって子どもも県外におり管理できないので売却したいという用件でございました。

該当の農地はお手元の1番から4番の農地として、1番の〇〇〇の畑については2、3年前まで誰かわからんけども耕作してもらったけど今は荒れていると。2番の〇〇の農地1, 241㎡は近所の〇〇さんに耕作してもらっていると。それから3番の同じく〇〇の畑138㎡は、荒れてしまうので防草シートを掛けて管理していると。それから4番の農地については〇〇の人に草を刈ってもらっているという状況でございました。年をとってなかなか管理できないのでもらっていただきたいという用件で。口頭でお答えしたのは農地を売却されると言っても買われる方が〇〇であれば制限があって20アール以上の耕作をしておられる方、それから今耕作してもらっている〇〇さんと2番についてはあっせんといえますか、買ってもらうよう交渉しているということでありま

した。それから、農家相談が年1回だというふうに思っておられたようで、毎月ありますし農業委員会も毎月開催されますということをお伝えしました。

まとめとしては、今農地を交渉しておられる方と売却等がない場合についてはあっせんを正式に申し出てもらいたいということでお帰りになったということでした。以上です。

議長 はい、以上でございました。誰が作とったか分らんって、大変だな。草刈りを誰がしとんなるかも分らんだら。調べようがないもんな、番しとるわけにもならんし。わかりました、まあこれはまた検討したいと思います。

(5) 議事

議長 それでは(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 本日の議事についてご説明をさせていただきます。議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請でございます。議案の2ページのとおり3件の申請でございます。番号1と番号2は売買、番号3は贈与による所有権移転でございます。下限面積は備考欄に記載のとおりで、許可要件を満たしていると考えております。

続いて議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請でございます。議案の4ページと5ページのとおり5件の申請がございます。番号1は〇〇地内における宅地分譲でございます。申請地は都市計画用途地域の工業地域に用途指定されておりますので、第3種農地に該当し原則許可でございます。番号2は〇〇地内における資材置場の整備でございます。申請地は管理設道路沿道の区域にありますので、第3種農地に該当し原則許可でございます。番号3は〇地内における一般住宅の建築でございます。農地区分は小集団の生産力の低い農地で第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続でございます。番号4は〇〇地内における店舗・駐車場の整備でございます。農業公共投資の対象のため第1種農地に該当します。許可根拠は就業機会増大施設でございます。番号5は〇〇〇地内における宅地分譲でございます。申請地は都市計画用途地域、第1種中高層住居専用地域に用途指定されておりますので原則許可でございます。

議案第38号 農地転用事業計画変更申請についてでございます。7ページのとおり2件の申請でございます。いずれも当初計画からの転用の用途を変更するものでございます。

議案第39号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。10ページから21ページのとおり33件の利用権設定の申し出がございます。

議案第40号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてでございます。25ページのとおり1件の申請が出ております。

最後に議案第41号 農用地利用配分計画については28ページから31ページのとおり8件の協議がございます。以上でございます。

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 はい、それでは早速議事に入らせていただきます。議案第36号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(質疑なし)

議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。只今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願い致します。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りいたしますが、本件につきましては本日午前10時30分より、当番委員であります船越委員、田倉委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して船越委員より報告をお願いします。

3番 はい、3番 船越です。先程、山協会長のほうからありましたけれども、10時半より6名で現地調査を行いました。その内容について報告をさせていただきます。まず番号1番〇〇の案件です。これにつきましては特に問題はございませんでした。2番、〇〇の案件でございますがこれにつきましては土砂が一部搬入してありまして、これは現状では許可できないということで、土砂を撤去してもらうという条件をクリア後に事務局が確認しての許可ということになりました。3番、4番につきましては特に問題はございませんでした。5番でございますが、〇〇〇の案件です。これにつきましては草が非常に生えておりまして、稲のようなものも生えております。それで、これにつきましては現状をきちんと確認できないということで草刈りをしていただいで、条件がクリア後の認可という話になりました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今報告がございましたとおりでございます。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

9番 9番 鐵本です。1番目の分で宅地分譲で面積は402㎡と、内装が399㎡、これあの図面が付けてありましたんで、実測したら402㎡あったということで施設としては402㎡で計上してあるということでいいのでしょうか。

議 長 はい、事務局回答してください。

事務局 おっしゃるとおりで実測面積が402㎡ですので誤差が生じております。

議 長 よろしいですか、その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので議案に対する採決を求めます。賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第38号 農地転用事業計画変更申請について

議 長 続きましてそれでは議案第38号 農地転用事業計画変更申請について事務局説明してください。

事務局 はい、議案の7ページですがこちらについては先月の委員会で鐵本委員のほうから、転用許可後に事業が出来なくなった事例はないかということで質問がありました。通常許可後に転用ができなくなった場合は、県に対して許可取り消しの取消願いを出すという方法がありますし、後は事業計画を変更して誰か別の方が事業を継承して転用を行うというのと転用の用途を変更して転用を行うという方法があります。

今回の2件ですが、転用事業者は変わらずいずれも転用の用途を変更するという内容でございます。番号1は当初は事務所と駐車場の整備というのを計画されておりましたが面積が小さいということで、事務所が建てられたとしても職員や来客用の駐車場の確保が難しいということで悩んでおられたところに隣地の方から駐車場として購入したいという申し出があったために、用途を駐車場に変更するというものでございます。それから番号2は事業者が改めて別の場所に事務所建築を計画されましたが、転用許可後に経営が悪化して事務所建築の資金が確保できなくなったということで、事務所の建築を諦めて移動可能なプレハブ小屋の事務所を設置して事務所とするという設置型の事務所に計画を変更するというものでございます。以上でございます。

議 長 只今変更についての説明がございましたが、質疑ございませんか。はい、鐵本委員。

9 番 9番 鐵本です。最初の上の分は、計画したけれどもできないので隣の人にこれを譲っちゃったということで、〇〇〇〇〇ではない人がこんなんですか。その辺の説明をちょっとよくわからないのでお願いします。

事務局 転用事業者が〇〇〇〇〇さんで変更なしで、〇〇〇〇〇さんが駐車場に計画を変更して完了してから隣地の申出者に売るという内容です。

9 番 了解です。

議 長 よろしいですか、他にございませんか。

(なしの声)

議 長 それではないようですので、議案第38号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願い致します。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第39号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第39号 農用地利用集積計画の決定についてでございますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。13ページ番号11番は18番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をしてください。

事務局 13ページ番号11番、〇〇の4筆4、196㎡の使用貸借の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、事務局より説明がございましたが、議案に対する質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議 長 数馬委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。以上で該当する出席委員の案件について審議を終わりましたので、続いてその他の案件について審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 10ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は141,945㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、10ページから21ページまでの記載のとおりでございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、22ページから23ページまでの記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、全体につきまして説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第40号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きまして議案第40号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてお諮りいたします。その前に本日午前10時30分より、先程の当番委員であります船越委員、田倉委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地確認を行っておりますので、先程と同じく代表して船越委員より説明をお願いします。

3 番 船越です。今日これも午前10時半より現地調査を行いまして、特に問題はありませんでしたが、隣接地もちょっと荒れておりましてそちらのほうもなんとかならないかなというような話が出ておりました。以上です。

議 長 はい、只今報告がありました。最高限度額の3万円で報告にはありませんでしたが承認いたしましたので。セイタカアワダチソウと枯れた木もあったかいな、身長より高い木がほとんど田んぼ中生えておりまして3万円では大変だろうけど、今のところ上限3万円ということだから3万円しかないわなということで決定しました。かなりの草が生えておりました。それで〇〇〇地区の委員の方、ここはパトロールで見えておられますか。

小谷推進委員 見てます。

議 長 下の方もものすごい草です。ちょっとまた後でチェックしておいてください。皆さまの方で質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので議案に対する採決を求めます。賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。賛成多数ということで承認いたします。

議案第41号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして、議案第41号 農用地利用配分計画につきまして皆さんにお諮

りいたします。事務局説明してください。

事務局 利用配分計画各筆明細につきましては、28ページの番号1番から31ページ番号8番までのとおりでございます。権利設定をする農用地につきましては合計で74,952㎡の田畑でございます。

配分計画を受ける者の農業経営の状況につきましては、32ページから36ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議長 はい、只今説明がございました。皆さんの質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第41号につきましては承認と致します。以上で議事は終了といたします。

(6) その他

議長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧下さい。(1)農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書について。(2)も続けて。

事務局 別冊の2ページでございます。(1)農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。1番は届出者は〇〇〇の〇〇〇〇、自宅に隣接する農地に農業用倉庫を建築するという計画でございます。転用期間は令和3年9月20日から令和3年11月27日です。続いて3ページ番号2番届出者は〇〇〇の〇〇〇〇、現在ハウスが建っている水田に農業用灌水施設、井戸を掘るという計画でございます。

4ページの(2)耕作届の受理についてでございます。届出者は〇〇〇〇の〇〇〇〇、自宅周辺の雑種地を長年畑として耕作されているものでございます。以上でございます。

議長 続きまして(3)あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について。

事務局 あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということで、今回は3件ありました。1番目から説明させていただきたいと思えます。

まず1番は相談者が〇〇〇〇さんで、土地は〇〇〇、〇〇の畑でございます。相談内容は賃貸借となっております。所有者は〇〇〇〇さんで相談者の夫でございます。続きまして6ページ2番目は相続の届出からあっせんの希望でありまして、〇〇〇〇さんで〇〇の農地で水田となっております。相談内容は売買、賃貸借、使用貸借ということでありまして。

3番目は相談者が〇〇〇〇〇さんです。自宅の庭でぶどうの根域制限栽培を

実験的に3年行っているそうです。それで改めて農地を探しているということで、〇〇〇〇を希望との相談でございました。以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いたします。

議長 5ページのまず〇〇〇と〇〇の分ですが、あっせん委員の方。田倉委員。続きまして6ページの〇〇の件でございます、涌嶋委員。

涌嶋推進委員 〇〇〇〇さんは〇〇〇〇〇で寝たきりだと思っておりますけれども、来られたの。

事務局 説明先程させてもらいましたけれども、相続の届出にあっせん有となっているので直接には対応しておりません。行政書士がだったと思っておりますけれども、提出されたということです。

涌嶋推進委員 行政書士さんが事務局のほうに来られた。

事務局 そうです。農地法3条の届出の中であっせんするかしないかっていう希望がありまして、希望するという記載があり申出書も記入はあったんですけど、本人とは事務局では対応しておりません。

涌嶋推進委員 わかりました。

議長 続きまして7ページのこれは〇〇〇〇を探してあげないといけんのので、早田委員なんか。家の裏が〇〇〇〇だけん。そがにがいな土地でなくてもええと思うだけどな。

1番 これは貸して欲しいってこと。

議長 どこか借りれるところがあれば貸して欲しいって。はい、じゃあよろしくお願いたします。

続きまして農地等のあっせん活動の状況について報告。鳥飼委員お願いたします。

鳥飼推進委員 推進委員の鳥飼です。1番目の〇〇〇〇さんの畑ですが先日〇〇〇〇の〇〇〇〇と話しまして、前向きに検討していただくようにしております。〇〇の場合は3月で契約して来年度から、1年契約で毎年更新ということになると思いますので、もし決まれば3月末に賃貸契約が結ばれると思います。

3番目〇〇〇さん。2筆ありまして、5名ほど依頼したんですが圃場整備をしていなくて、水系も少し良くないということでなかなか受け手がございません。引き続きあっせんをしていこうと思っております。

4番目の〇〇〇〇さん。水田2筆ですけど三角形の水田で500㎡ほどの水田ですけど、非常に条件が悪くなかなか引き受け手がございません。引き続き探してみようと思っております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。まあない分については急がずにゆっくりと引き続きお願したいと思っております。続きまして5番目、松本委員。

14番 結論としまして、ハウスということで今人気があるようで、スイカが高額になったということで。なかなかなかったんですけども〇〇〇に2ハウスあって、今日この農業委員会が済み次第に〇〇〇〇さんに連絡して一緒に現地を見て、良ければ所有者の〇〇さん、拾い出したら3軒あるようで、どの〇〇さんか現地で場所を見て地権者と交渉とそういう状況です。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。それでは元に返って2番、數馬委員。

18番 私が作るようになりました。以上です。

議長 はい、よろしくお願いします。(5)農地利用意向調査について。

事務局 (5)農地利用意向調査についてでございます。今日、お手元に4枚ほど入っているホッチキス留めした分をお配りしました。これを元に説明させていただきたいと思っております。後は、農地パトロールをした後に農地利用意向調査をする必要がありますので調査票の方は各地区の代表者のほうに配布を今回させてもらっております。緑の封筒の中に入っております。

まず資料の説明なんですけれども、まずは実施についての依頼という文書で、次はぐってもらうと遊休農地等一覧表で挙がっているのが令和3年度の農地パトロール、今回新たに出てきたのを計上しております。表と裏のところですよ。次はこれまでも調査票のほうをしているんですけども、いろいろな事情があってまだ回答がない遊休農地の筆を計上しております。それが倉吉から関金まで116筆を計上させてもらっております。法律上では毎年全部意向調査をなささいというふうになっているんですけども、特に意向調査の③の自ら耕作と④のその他にチェックがしてあると書類上で必須になってきておるということがありますので、最後のページはその分の筆を計上させてもらっております。調査票の一番始めのところに戻ってもらうんですけども、基本的には利用意向調査票の目的は中間管理機構に利用意向すれば、基本的には課税強化とかそういう対象の農地からは外れるというふうになっております。これから各所有者さんにお話しをするにあたって農地中間管理機構への誘導のほうをよろしくお願いいたします。③の自ら耕作④のその他ということになると、また来年もということになってきます。1年前は新規だけこの会で配布して動いておりました。2年前が今回のように全体を見ながら配布させてもらっております。今一度所有者と接することになるので注意してまわっていただきたいと思っております。注意事項としては、印鑑は押すようになっていますが、電話連絡等で意向が取れば判子がなくても良いということで了解を得ておりますので、必ずしも印鑑が必要ではないということでご承知おきください。

見ていて気づいたんですが、高城、上小鴨、小鴨とか複数に跨がって遊休農地にされているところがあつたんですけど、とりあえず一番適切かなということに同封させてもらっているんで、必ずしも該当のところがない調査票もひよっとしたらあるかもしれませんけれども、どっかの封筒には入っているということでご理解ください。社地区、高城地区で抜いているところがありますが入っているところを確認してください。

締め切りを11月8日にしているんですが、例年であれば11月30日と期間を十二分に持たせながら進めておつたんですけども、法律がこの通知文を発出してから1ヶ月以内で処理をなささいということに変わっておりますので、

ちょっと心苦しいですけれども11月の8日に締め切りをさせていただいております。相手のあることですので多少は延びても致し方ないとは思っていますけれども、11月末には必ず目処に私のほうも確認しながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

議 長 その他ありますか。

7 番 7番 河野です。見さしてもらったら連絡先電話番号がないのがかなりあるんですけど。

事務局 うちが出せる資料はこれなので、後は地元のところと相談しながら要相談ということで。

議 長 後は各地区の委員で電話番号を調べたりして連携を取りなさいということで。古い電話帳には良く載ってるけどな。はい、鐵本委員。

9 番 倉吉にいるかどうかわからないとか、相続放棄して木が生えて農地としてはできないとかそういうのがあるので。相談しますが、中間管理とかではなくて既に復元できない、耕作者もおらんということでそうだったらそれで出しているですか。

事務局 今の質問はB判定とかでってことだと思います。それもよろしいです。

議 長 はい、その他ありませんか。

(なしの声)

議 長 では(6)その他。

事務局 まず始めにクールビズ期間終了について、10月末で今回が最後となりますので11月からはネクタイと委員章のほうをよろしくお願いします。

続きまして赤い羽根の共同募金につきましてお手元に羽根のほうは置かさせていただきました。お帰りの際に募金箱も後ろのほうに用意しておりますのでよろしくお願いします。

令和4年度の県外視察研修提案書の提出についてということで資料10ページのとおり、提案書のほうを配布させてもらってます。当初予算の計上で算出根拠等を考えたいと思っておりますので、期限までに提出のほうをよろしくお願いします。

続きまして令和3年度農業委員会特別研修会についてでございます。参加上限が10名ということでございます。参加予定者を指名報告する必要がありますので、うちの方で考えておりますけれどもどうしても出席したいという人があれば申し出てください。

議 長 上限がありますので、強制はしないというふうになっております。10名以内ということで行ってみたい人だけ手をあげてもらえば結構です。

それからですね、先程来年度の研修の視察の件がございましたけれども令和

3年度は年明けの1月に四国を目指して今調整をしております。四国では香川県に行っておりませんので。農業委員会を通じて場所を探しておりますので、中下旬ごろには行きたいなというふうに思っておりますのでそのつもりでおってください。よろしいですか、今年行くと来年にもつながりますので。そういうことで計画したいと思っておりますので、皆さんの参加をよろしくお願いいたします。皆さんのほうでその他、はい、鐵本委員。

9番 9月のね13日に、常設でされた現地確認〇〇〇の転用の関係で。ちょっと説明してください。

議長 私が行っておりますので説明しますと、〇〇〇の〇〇の山の上ですわ。そこにですね牛舎の大きいのを建てたいということで、自分の畑を宅地にして牛舎を建てると。クラスター事業で約7億円、自己資金が1億5,000万と借入れが3億ということで、クラスターが3億、それで牛舎を建てたいということで。敷地の中に牛舎を建てて、ミルクキングパーラーを作って牛が自動的に搾る時間になったら入って来て搾ってまた出ていくと。その施設を作りたいということで。まだ40になったかならないかの青年です。今も実際はその畑の下の方のところで牛を飼っておられます。すごい大きな事業です。ですから将来的には若い方で有望だということで、クラスター事業にのって国の助成金をいただきながら使ってやるということでございました。以上です。

9番 はい。

議長 それだけの借金を負ってやるのはよっぽど元気がないとできんことです。その他ございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議長 ないようですので、本日の農業委員会会議はこれもちまして閉会といたします。

— 午後2時25分 閉会 —